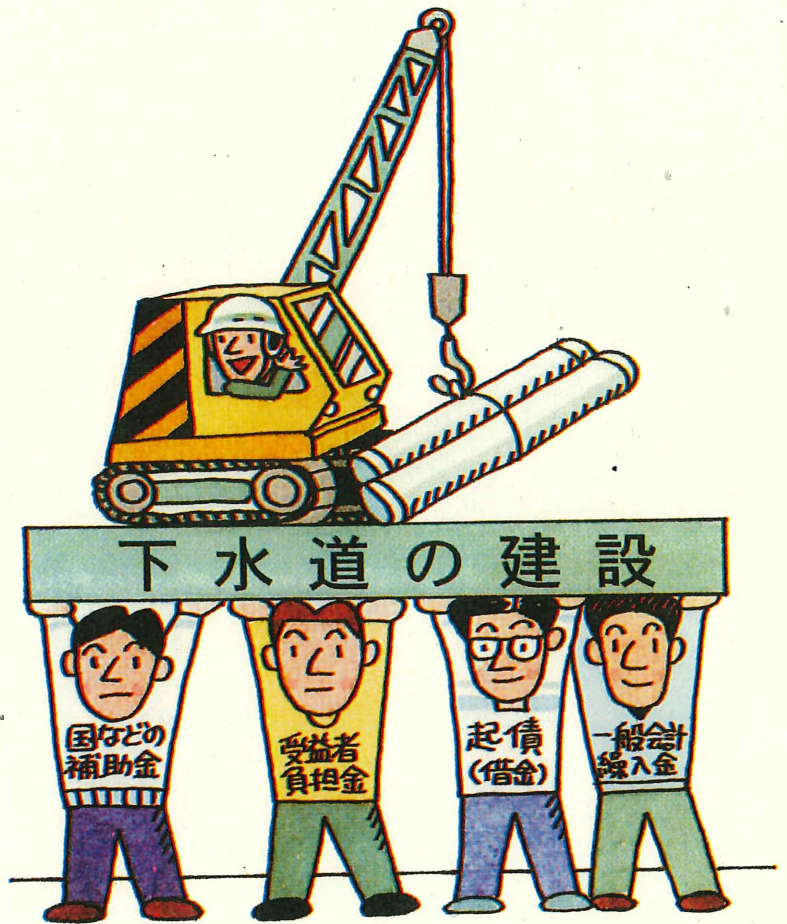


受益者負担金制度について

下水道の工事費用などの大半は、税金でまかなわれています。しかし下水道は道路や公園のように誰もが利用できるものとは性格が違い、利益を受ける人が限定されます。そのため、下水道の建設費を税金だけでまかなおうとすると、下水道のない地域の直接利益を受けない人にも負担させることになり、不公平が生じてしまいます。



そこで、下水道施設の設置(工事が終了)により、下水道が利用できるようになる地域の皆さんに建設費の一部を負担していただき、公平をたもち、下水道の建設をさらに促進しようとする制度です。

なお、受益者負担金の「益」とは、下水道を使うことによって生じる利益ではなく、「下水道が使えるような土地になる」という付加価値増加の利益をいうものです。



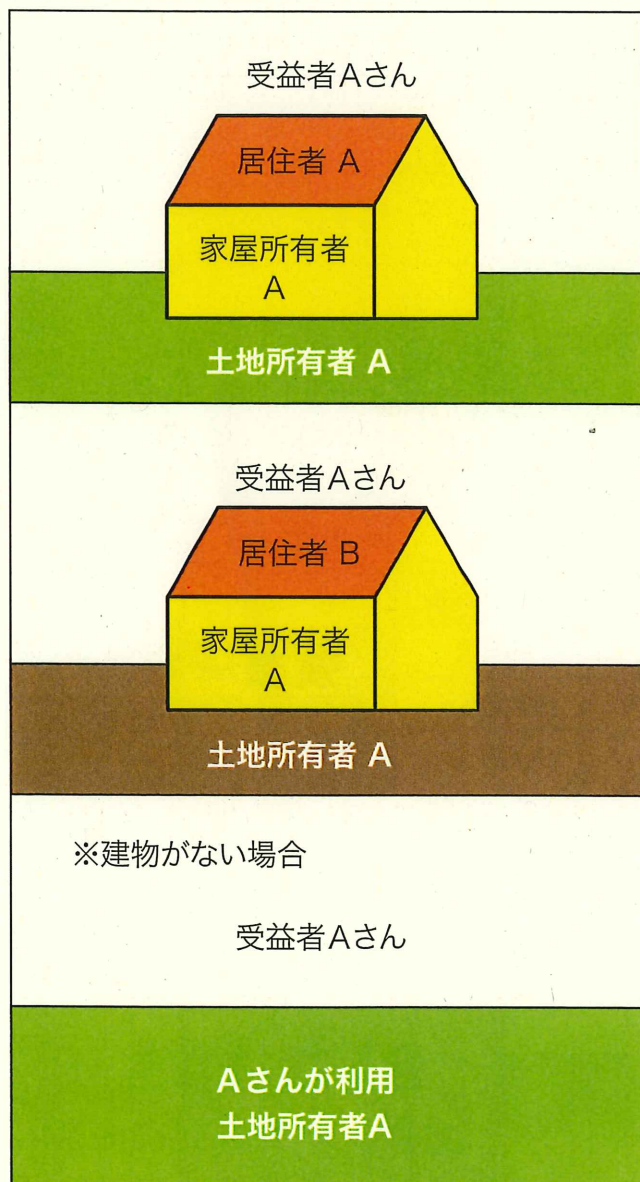
受益者とは

受益者負担金を納める義務のある人が「受益者」となりますが、原則として、下水道処理区域内の「土地の所有者」または「建物の所有者」となります。

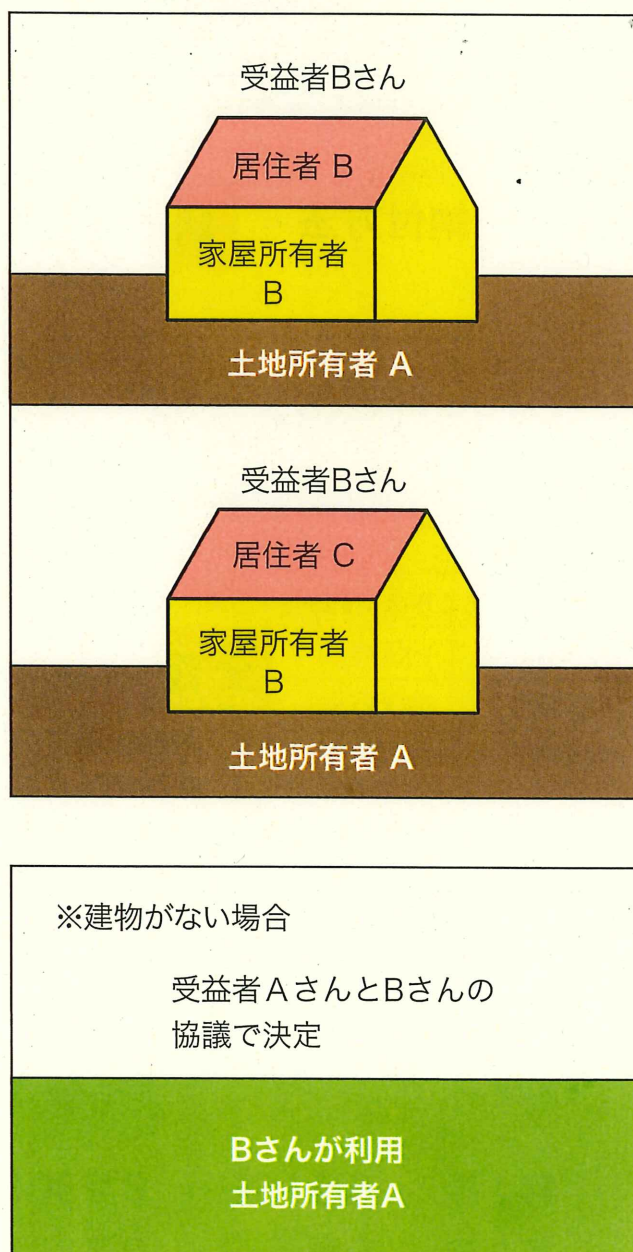


受益者のきめ方

(Aさんが受益者となる場合)



(Bさんが受益者となる場合)



一般的には建物がある土地の場合は建物所有者、建物がない土地の場合は土地所有者が受益者となりますが、賃借関係のある土地（特に建物がない場合）については、その内容によって関係者の協議で決定していただきます。

負担金額と納付方法

負担金の金額は、土地1㎡当り290円です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{負担金額} \\ \hline \text{(円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{290} \\ \hline \text{(円/㎡)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{土地の面積} \\ \hline \text{(㎡)} \\ \hline \end{array}$$

負担金は建設費の一部に充てるため、税金と異なり一度負担金額を納めていただくと、それ以上負担していただくことはありません。

〔対象となる土地〕
下水道事業認可を受けた整備区域内にある土地は、すべて受益地として負担金の対象となります。
ただし、公共のために使われている道路、公園、河川などは除かれます。

負担金の納付方法

納付方法

分割納付

負担金の総額を5年（1年4期計20回）に分割し、各納期にそれぞれ納付する方法です。

一括納付

全額一括納付

負担金の総額を最初の納期までにまとめて納付する方法です。その場合30%の報奨金が交付されます。

残額一括納付

負担金の総額から分割納付済額を差し引いた額（残額）を分割納付の次の納期までにまとめて納付する方法です。その場合20～5%の報奨金が交付されます。

負担金は、あらかじめ市が発行する納付書により市内の金融機関へ納めていただきます。（口座振替はできません）

納期

- 第1期 6月15日～ 6月30日
- 第2期 9月15日～ 9月30日
- 第3期 12月10日～12月25日
- 第4期 2月15日～ 2月 末日

〔納期限の日が休日の場合は、
その翌日が納期限となります〕

負担金の計算例と報奨金



負担金の計算例

180㎡ (約54坪) の場合

$$290\text{円} \times 180\text{m}^2 = 52,200\text{円} \quad (\text{10円未満を切り捨てます})$$

(受益者負担金額)

分割納付の場合

(5年間納付・各年4回)

$$52,200\text{円} \div 20\text{回} = 2,610\text{円}$$

※100円未満の端数は
初回に含みます。

初回の納付額

$$(10\text{円} \times 20\text{回}) + 2,600\text{円} = 2,800\text{円}$$

$$(2,600\text{円} + 10\text{円})$$

2回目以降の納付額

※各納期に係る納付額

区 分	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目
第1期 (納期 6月30日)	2,800円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円
第2期 (納期 9月30日)	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円
第3期 (納期12月25日)	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円
第4期 (納期 2月末日)	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円
合 計	10,600円	10,400円	10,400円	10,400円	10,400円

一括納付の場合

(初回到全額納付する場合)

(負担金額)

(報 奨 金)

(実際の納付額)

$$52,200\text{円} - 15,660\text{円} = 36,540\text{円}$$

報 奨 金 制 度

報奨金制度は、一括納入の納付回数に応じて負担金が割り引かれる制度です。宅地等は、何回分かまとめて支払うと、そのまとめた回数に応じて（30～5％）の報奨金がでて負担金額が割引になります。

●一括納付の場合 ※180㎡(約54坪)の宅地で納付方法が異なるときの納付額(290円×180㎡)

一括納付区分	負担金	報奨率	例	報奨金	納付額
全 額	52,200円	30%	残20期	15,660円	36,540円
残り4年以上		20%	残16期	8,320円	43,880円
残り3年以上		15%	残12期	4,680円	47,520円
残り2年以上		10%	残8期	2,080円	50,120円
残り1年以上		5%	残4期	520円	51,680円

●分割納付と一括納付を比べてみると、報奨金制度が適用される一括納付の方が断然有利であることがわかります。

なお、一括納付の中でも「全額」と「残額〇年以上」では、報奨率に大きな差がつきますのでより有利な「全額一括納付」を選択したいですね。

農地の報奨基準

農地は、宅地等とは異なり納付時期に応じた報奨基準を設けています。

納 付 時 期	率 (%)
5年以内	30
5年超え 6年以内	25
6年超え 7年以内	20
7年超え 8年以内	15
8年超え 9年以内	10
9年超え 10年以内	5

※1. 左の表は、農地等及び途中で農地転用した土地に適用します。

※2. 猶予期間を更新した者は、全額納付する場合に限りこの表を適用します。

*991㎡(約1反=約300坪)の農地で納付方法が異なるときの納付額(290円×991㎡)

納付方法	負担金	報奨率	報奨金	納付額
20回 分割納付したとき	287,390円	0%	0円	287,390円
5年以内に全額一括納付の場合		30%	86,210円	201,180円
9年を超え 10年以内に全額一括納付の場合		5%	14,360円	273,030円

徴収猶予の手続き

納付期日を一定期間延長する制度です。

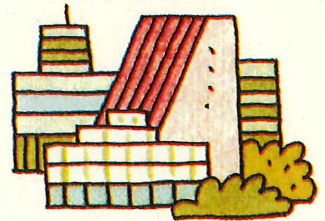
- ① 田、畑、その他これに準ずる土地
(原則5年以内、1回更新でき最長10年)
- ② 低地等のため排水が困難であると見受けられる土地
- ③ 受益者が災害・盗難にあったとき
- ④ 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき
- ⑤ 係争中の土地



減免

土地の利用状況や受益者の状況により負担金を減額または免除する制度です。

- ① 国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は予定している土地
(道路・河川など)
- ② 国又は地方公共団体が公用に供し、又は予定している土地
(学校、図書館など)
- ③ 生活保護法により扶助を受けている人が所有する土地
- ④ 境内地、墓地、公道に準ずる私道、自治会などが所有する施設用地、鉄道用地など



※徴収猶予や減免の基準に該当する場合で、これらの制度の適用を受けようとする方は、受益者申告書の提出と同時（または理由が生じたとき）に申告して下さい。可否を決定し通知します。くわしくは、市役所下水道室（TEL995-1835）にお問い合わせ下さい。

申告から受益者負担金納入までの手続き

